

（一社）日本金属プレス工業協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和4年3月3日

（一社）日本金属プレス工業協会

令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和3年10月5日～10月29日
- ・ 調査企業：(一社)日本金属プレス工業協会
会員企業 291社を対象
- ・ 回答企業：受注側 102社、発注側 61社
- ・ 回答率：受注側 35%、発注側 61%
- ・ 回答者の属性

取引上の位置付け

受注側	完成品/完成車メーカー	1次下請	2次下請	3次下請	4次下請より川上の下請
	3%	30%	47%	19%	1%
発注側	完成品/完成車メーカー	1次下請	2次下請	3次下請	4次下請より川上の下請
	4%	34%	44%	18%	0%

令和3年度フォローアップ調査結果（概要2）

概観

- ・「原価低減要請の改善」で発注側企業が改善しているかの問いに、実施済と実施中を合わせると約9割が徹底されていると回答している。
しかし、6割強の企業で改善はしているが要請が有ったと回答があり、真が得られない結果となった。
- ・「労務費や原材料等の価格転嫁」については、原材料の転嫁に比較し、労務費、エネルギー価格の変動の転嫁が進まず問題である。
- ・「型管理の適正化」については、3割強の企業でルール、マニュアルが整備されずこの部分をフォローすると交渉スタートでき、改善底上げにつながると思案される。
- ・「代金支払いの適正化」については、改善は見られず、手形支払のサイトも「120日以内」が5割強を占める。
- ・「発注企業の働き方改革」の影響は7割がないと答える一方、急な対応依頼、短納期発注が増加との回答が約1割と、働き方改革が浸透していない可能性もある。

令和3年度フォローアップ調査結果と分析

合理的な価格決定

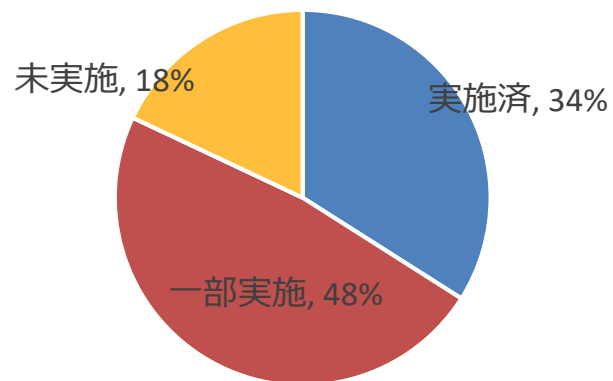
〔分析結果・今後の課題〕

- ・受注側で、実施と一部実施を合わせると8割強、発注側でも同等の数字であることから、行動を起こす企業と起こさなかった企業の割合と読み取れた。
- ・労務費、エネルギー価格の変動に関しては、あまり反映出来なかったが5割を超えている。
- ・問題解決に必要な課題で最多回答は、「発注先企業の理解」が占めた。よって発注側企業の調達担当者の理解が進む方策の検討が必要である。

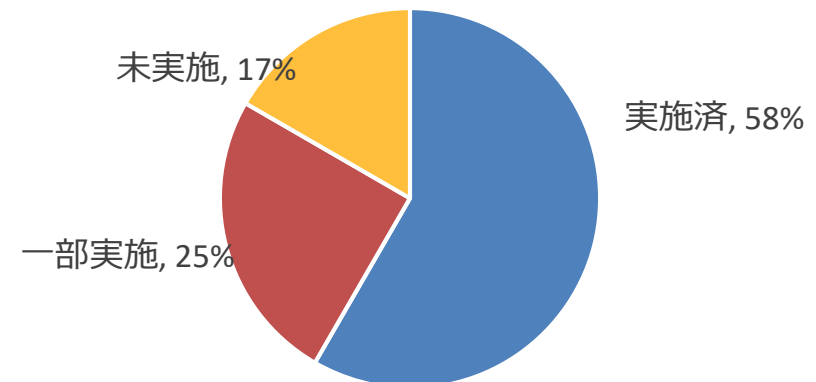
【設問と回答】

2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施しましたか。

受注側



発注側



令和3年度フォローアップ調査結果と分析

型管理の適正化

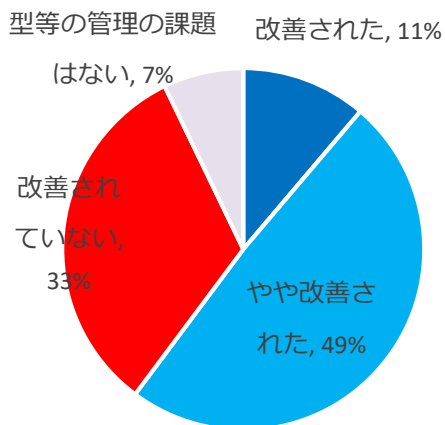
〔分析結果・今後の対策〕

- ・3年間の経過が、改善された、やや改善された、改善されていないとそれぞれが、ほぼ横ばいとなっており、もう一步踏み込んだ真の実態把握が必要。
- ・今後、どのように対策して改善したのか、その取り組み内容をヒアリングし効果的な内容を拾い出し、行動マニュアルなど作成、配布を試みる。

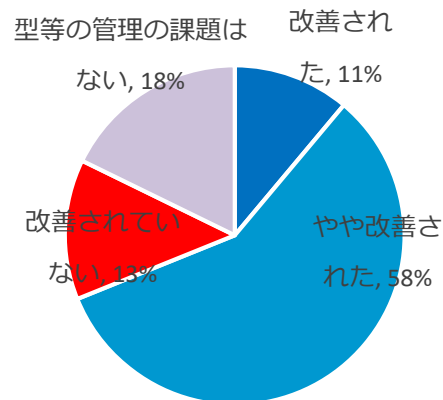
【設問と回答】

1年前と比較して、型等の管理の課題は改善されましたか。

受注側



発注側



受注側	改善された	やや改善された	改善されていない	型等の管理の課題はない
2021	11%	49%	33%	7%
2020	7%	51%	34%	8%
2019	10%	53%	31%	6%

発注側	改善された	やや改善された	改善されていない	型等の管理の課題はない
2021	11%	58%	13%	18%
2020	13%	42%	23%	22%
2019	13%	36%	23%	28%

令和3年度フォローアップ調査結果と分析

下請代金支払の適正化

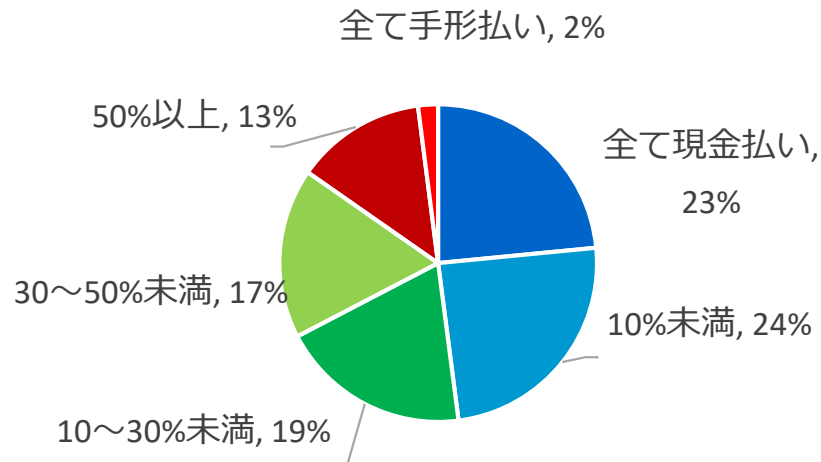
〔手形支払いの割合と問題点〕

- ・支払いに手形を受け取る割合が8割弱と支払い側の手形使用率が高かった。
- ・約束手形利用からの電子記録債権利用へ移行が増えているのが現状です。
- ・使用者側は、でんさい化で費用負担増していますし、サイト短縮から支払いの現金化へ向ける障害ともいえるのではないのでしょうか

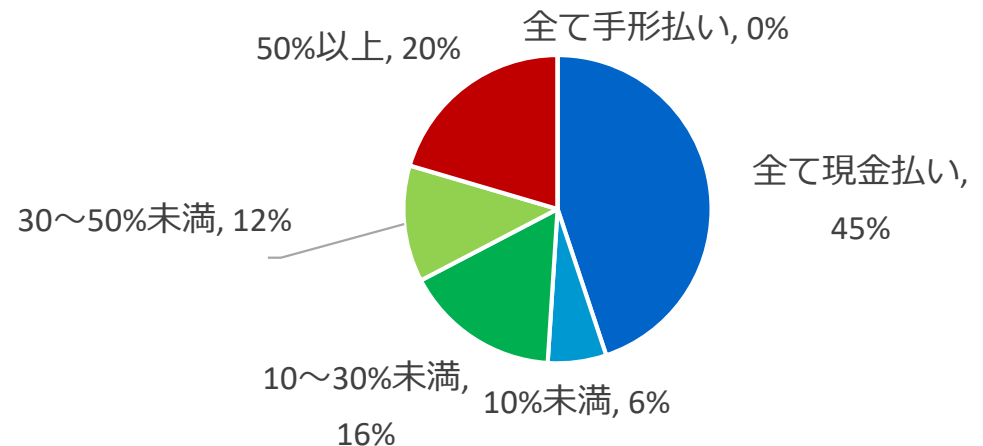
【設問と回答】

下請代金支払遅延等防止法の対象だけでなく対象外の取引も含め、
下請代金を手形等で支払われている割合はどれくらいですか。

受注側



発注側



令和3年度フォローアップ調査結果と分析

下請代金支払の適正化

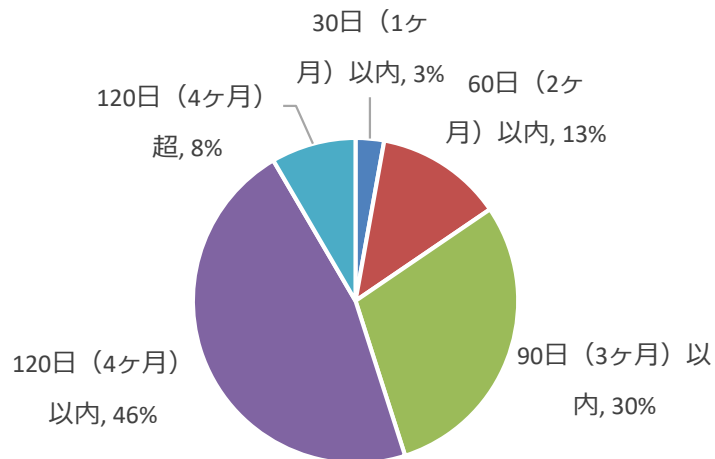
〔課題〕

- 鋼材の仕入れから製造、納入、請求、代金受け取りまでの期間があり、長期サイトの手形で支払われると受取に倣い手形発行を余儀なくされるという問題。

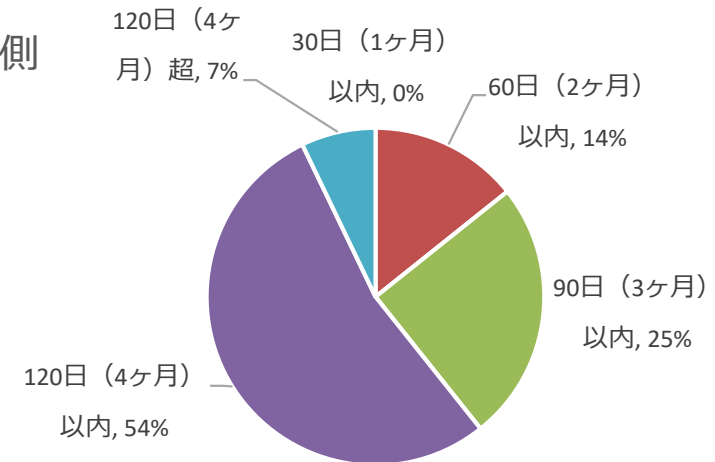
【設問と回答】

下請代金を手形等で支払われている場合、手形等のサイトはどれくらいですか

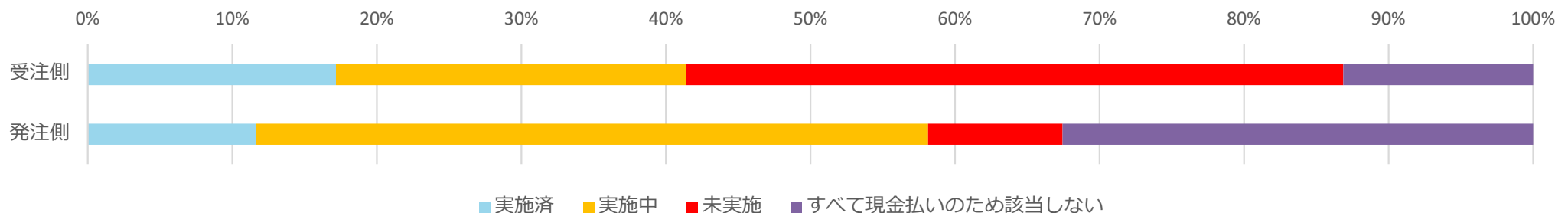
受注側



発注側



下請代金の支払いについて、現金払い、割引料負担の勘案及び手形等サイトの短縮に向けた方針や計画が、（貴社から見た場合の）発注企業側において策定されていますか



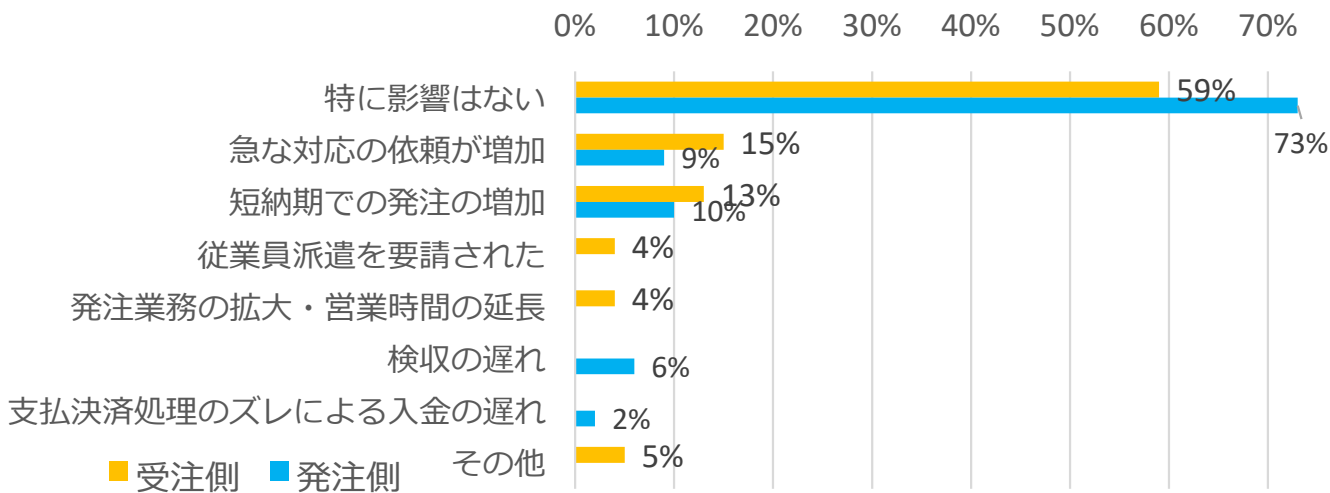
令和3年度フォローアップ調査結果と分析

働き方改革への対応

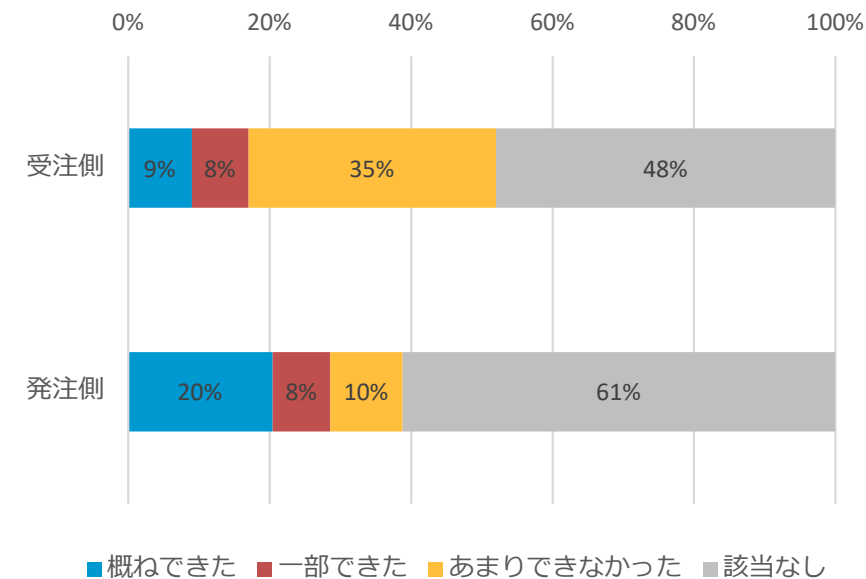
〔分析結果〕

- ・発注側の働き方改革の影響は7割がないと答える一方、急な対応依頼、短納期発注が増加との回答が約1割と実は、働き方改革が浸透していない可能性を感じました。特に発注側にヒアリング調査等に必要性を感じました。

発注側企業の働き方改革の結果もしくはその結果と思われるものとして、どのような影響を受けていますか。



発注側企業が働き方改革を行った結果、やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを発注側企業が負担しましたか。



- ・発注側担当者の業務時間が限定され、受注会社への対応が非常に疎かになっている。
- ・発注企業の担当の方の在宅勤務による意思疎通の難しさ、意志決定に時間がかかる
- ・時間外の問い合わせ多数、そもそも働き方改革が十分実施されていない感じ
- ・仕事量・売り上げ減少は経営的に厳しい。

■ 概ねできた ■ 一部できた ■ あまりできなかった ■ 該当なし

令和3年度フォローアップ調査結果と分析

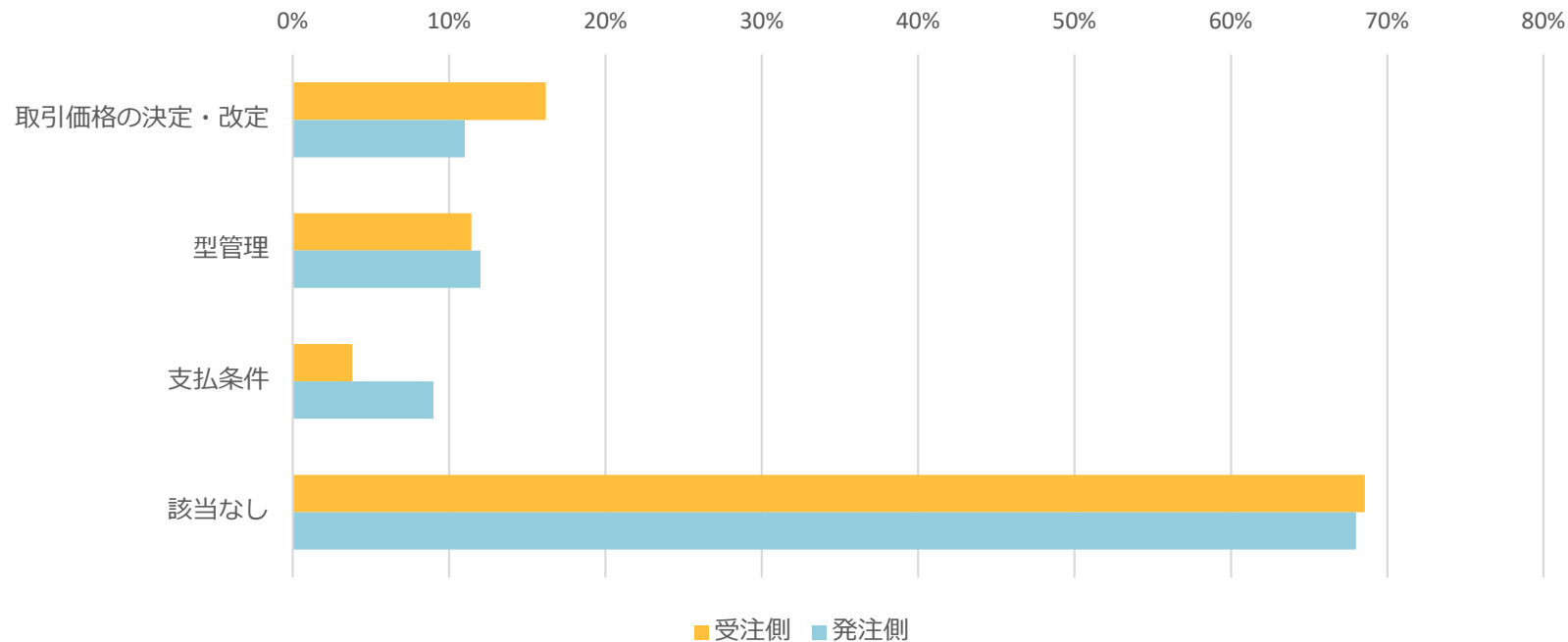
新型コロナウイルス感染症拡大の影響

〔分析結果〕

- ・ 想像以上にコロナの影響が低く、既にwithコロナな行動パターンが形成されていると感じました。

【設問と回答】

取引適正化に関する取組のうち、改善が進まなかった理由として、特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたものをお答えください



令和3年度フォローアップ調査結果と分析

〔取引条件の改善を進める上での課題・業界団体や政府への対応の要望等自由記述〕

- ・有償支給材料については売り値に連動するだけなので十分な結果が得られたが、エネルギー上昇分、加工油など副資材の価格高騰については協議してもらえなかった。
- ・取引条件の改善がまだまだ必要であること、それは大企業にとっては小さな負担だが、中小企業にとってはその負担軽減が大きな成長の機会（例えばDX化の促進など）につながることを強く啓蒙して欲しい。
- ・親事業者がサプライチェーン全体にわたる共通課題と捉え「親事業者発信型」の取組スキームが構築できればより多くの下請事業者が発信しやすい環境づくりができる。
- ・原価低減要請に関する実態調査に対するフォローを確実に実施願いたい。具体的カーメーカー名を公表する仕組みを作ってほしい。
- ・法規制の改定による改善にはとても感謝しておりますが、顧客企業もまた苦しい経営環境にある中で顧客企業へのしわ寄せが大きくなりすぎる点には懸念もある。一方で、現在取引適正化に向けてアクションがとられている部分は業界の商習慣の一側面のみへのテコ入れに留まっている。本質的な問題解決には至らないという限界も感じている。同時にこの状況を踏まえ、改めて自社の力不足も表面化することができた事は収穫だと感じている。
- ・日本の製造業の特に金属加工品に対する下流企業の理不尽な要求が多すぎる感じる。例えば、半導体部品などの単価上昇時には、値上げ価格の根拠は詳細に尋ねないのに対し、当業界の加工品は材料費や加工費・輸送費などの詳細な根拠を提出しなけれならぬ。何故に材料費、副材料費、人件費、輸送費などが上昇している事実認識を得ているのに、詳細な資料提示を求めるのか。そのような事にリソースを割くからお互い生産性が上がらない。もっと良い物を作って高く売る事にリソースを向ければ良い国に生まれ変わると感じています。

令和3年度フォローアップ調査結果と分析

〔取引条件の改善を進める上での課題・業界団体や政府への対応の要望等自由記述〕

- ・完成車メーカーが補用品は「必ず単価改訂の見直しを行う」などの取決めをして頂きたい。
- ・下請法等の取り締まりが以前より厳格化されていることは感じますが大手企業の長年の体質なのか、弊社見積りは有効期限3ヵ月であるにも関わらず、一方的な内部の登録単価を根拠として大昔の単価及びロット数にて発注し、再見積りを依頼しても内部の申請が必要との事で一括で全ての品物について申請しないと値上げ交渉には応じれないというケースが多々見られます。
民法第521条にて「申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う」とされています。
中小企業では、見積りを行うことができる人員も極小の為、数点ずつでも見積りに応じて頂くことを義務とするルール作りや経営を圧迫するような下請法が厳格でなかった時代(大昔)から同じ価格で大幅な赤字案件となっている品物に関しては価格の見直しに必ず応じる義務、又はそういった注文を受けた場合に下請企業が拒否できる等のルール作りを政府にお願いしたく存じます。
- ・鉄鋼材料価格変動の製品価格への転嫁は自動車集購連動ルールで取引していますが、今年度の鉄鋼メーカーの大幅な値上と自動車集購の上げ幅に大きな乖離があり、従来からの集購連動ルールを根拠に集購との差額分の価格転嫁がなかなか認められず資金繰りが厳しい状況となっています。
- ・労務費の変動、あるいはエネルギーの変動等の価格変動に対する協議を実施する上でのガイドライン等希望します。
- ・鉄鋼材料の異常な高騰影響に対する、業界団体・政府の強力な価格反映等の是正指導。
- ・下請法では 下請けが自ら交渉を行うことがまず必要とあるが、下請けは交渉力を持たない構造である。

これまでの取組（普及活動等）

- ・素形材産業室様に各工業会理事会などでセミナーの開催を行って頂きました。
令和3年度 5件（東京、愛知、神奈川、大阪府等）
- ・自主行動計画についてパンフレットを作成し、全会員へ郵送で配布啓蒙しました。
(330部配布)
- ・当工業協会と各地域工業会との意見交換会を開催ご要望の聞き取りを行いました。

その他取引適正化に向けた事項について

- ・ 課題共有と適正取引の推進のため、当協会内取引適正化委員会へお知らせし会員への周知方法を検討します。
- ・ コロナ禍会員企業同士の意見交換会開催は難しいので、各会員へメールでアンケートを行います。
- ・ 取引適正化に向けて、上記調査や取組を実施し、自主行動計画をできるだけ早期に改訂する。
- ・ 更なる回答率の向上のため、自主行動計画による取組の趣旨等について協会情報誌、理事会、総会で周知します。